はままつAEDステーション登録要綱

（目的）

1. 緊急時に市民が使用できるAED（自動体外式除細動器）を設置している施設を「はままつAEDステーション」として登録及び公表するとともに、適切に管理されているAEDが設置されている施設であることを表示するステッカーを交付することにより、市民がAEDを利用しやすい環境づくりを推進することを目的とする。

（登録基準）

1. 「はままつAEDステーション」の登録基準は、次の全てに該当する施設とする。

（１）浜松市内の施設であること。

（２）AEDを設置し、適切な維持管理を行っていること。

（３）日本救急医療財団全国AEDマップに登録（公開）し、適宜更新を行っていること。

（４）施設付近で心停止した者が発生した場合に、居合わせた市民へのAED貸出または施設従業員が応急手当てに駆けつける体制が整っていること。

（５）施設従業員等に、救命講習（救命入門コース、普通救命講習、上級救命講習のいずれか）または浜松市応急手当の普及啓発活動推進要綱第３条に規定する講習その他これらと同等と認められる講習の修了者がいること。

（届出）

第３条　「はままつAEDステーション」に登録し、ステッカーの交付を受けようとする施設等の代表者は、届出書（様式第１号）に必要な書類を添付し、市長に届出を行うものとする。

（登録等）

第４条　市長は、前条の届出を受理したときは、届出の内容を確認し、登録基準を満たしている施設を「はままつAEDステーション」として登録する。

２　市長は、「はままつAEDステーション」として登録を受けた施設（以下、「登録施設等」という）を市ウェブサイトに掲載するとともに、登録施設等に対して登録通知書（様式第２号）及びステッカーを交付するものとする。

３　登録施設等は、ステッカーを当該施設等の入り口付近などの分かりやすい位置に表示するものとする。

（登録内容の変更）

第５条　登録施設等は、登録した内容に変更があった場合は、速やかに登録内容変更届出書　　（様式第３号）により、市長に届け出るものとする。

２　市長は、前項の届出を受理したときは、登録台帳の記載事項を修正するものとする。

（登録の取り消し）

第６条　登録施設等は、第２条に定める登録基準を満たさなくなった場合または満たさなくなることが確実となった場合は、登録取消願（様式第４号）により市長に届出を行うものとする。

２　市長は、前項の届出を受けた場合または第２条に定める登録条件を満たしていないことが明らかな場合は、登録取消通知書（様式第５号）により登録を取り消すものとする。

（登録施設等の責務）

第７条　登録施設等は、次に掲げる責務を負うものとする。

　（１）従業員等に対して、救命講習等の受講を支援し、応急手当てに必要な知識及び技能の普及に努めること。

　（２）AEDの日常点検を実施し、消耗品の耐用期限内における更新を行うなど、適切な維持管理を行うよう努めること。

（処務）

第８条　本要綱に関する処務は健康福祉部健康医療課にて執り行う。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

（附則）

１　この要綱は、令和元年11月1日から施行する。